

山梨県公報

第一〇〇号

令和二年

六月一日

月 曜 日

目次

告示

○貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………	二六九
○土地改良区の定款の一部変更の認可(三件)……………	二六九
○令和二年度における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………	二六九
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	二七六
○随意契約の相手方の決定について……………	二七六
○令和二年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………	二七六
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	二七七
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………	二七七
○公共測量の実施……………	二七八
○令和三年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項……………	二七八

告示

山梨県告示第七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を令和二年四月一日に次の者に委託した。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

山梨県告示第七十八号

山梨県公報 第一〇〇号 令和二年六月一日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十二日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十二日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十二日西保堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第八十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七條の五第一項の規定に基づき、令和二年度に山梨県が契約を締結する建設工事の請負に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に参加することができる者 一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 令第六十七條の四第二項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなく

つた日から五年を経過しない者をいう。)又は法人であつてその役員等が暴力団員等であるもの(令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 建設業法(昭和二十四年法律第九号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

5 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

6 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(第一号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 経営事項審査の結果通知書の写し

(二) 工事経歴書(第二号様式)

(三) 建設業許可通知書の写し

(四) 法人の登記事項証明書(法人の場合)

(五) 身分証明書(個人の場合)

(六) 山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金の納税証明書(申請書を提出した日前三月以内に発行したものに限る。)

(七) 契約を締結する権限を委任している場合にあつては、委任状

(八) 役員等名簿(第三号様式)

(九) 誓約書(第四号様式)

2 申請書及び添付書類は、山梨県県土整備部県土整備総務課(郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一六七三)にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間 資格を認定した日から令和三年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一から4までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 経営事項審査を継続して受けなかつたとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続 山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 資格に関する文書を手入するための手段 資格審査の申請に係る様式その他の資格に関する文書は、山梨県県土整備部県土整備総務課(郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一六七三)に請求して入手すること。

八 その他 この告示の施行の際現に建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十年山梨県告示第三百四号)に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から令和三年三月三十一日までの間(当該資格が効力を有する間に限る。)は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

令和2年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

令和2年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

印

許 可 番 号	般特	年度	年	月	日
-					
-					

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。）。）

商号又は名称					
商号(フリガナ)					
*市町村コード					
市町村名					
所在地					
代表者氏名					
代表者(フリガナ)					
郵便番号	-				
電話番号					
FAX番号					
技術職員数	人				
営業年数	年				
資本金	千円				
外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)		

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名					
*市町村コード					
市町村名					
所在地					
郵便番号	-				
電話番号					
FAX番号					

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。（入札・契約・支払金の請求受領等の委任先）

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	-
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
許可業種																													
申請業種																													

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(カタ)			

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(カタ)			

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

第2号様式

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) _____ 工事 _____

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月	
					完成 (予定)	年月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前3年間の主な完成工事及び直前3年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

役員等名簿

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

令和 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別(男女)	生年月日 (明治M、大正T、昭和S、平成H)

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所
氏 名 (会社の名称及び代表者名)

代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。

個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地 _____

(ふりがな)
商号又は名称 _____

(ふりがな)
代表者 _____ 印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 _____

山梨県告示第百八十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府市川三郷線	甲府市中央四丁目一四〇番一地从先から 甲府市中央四丁目四四四番地先まで

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

- 五 契約金額 三千三百五十万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第十一条第一項第二号該当）。

● 令和二年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九三・七〇ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・四五ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一三〇・九二ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・二八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六九五・八九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五三・九八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四〇・三一ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五四三・三四ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一九・一一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・〇八ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇六三・五六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一四四・九九ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一六・〇〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七〇・五七ヘクタール

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎 山梨県富士吉田市新西原五丁目二番一号
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士吉田富士急ターミナルビル 山梨県富士吉田市中吉田二丁目五番一号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社富士急百貨店 代表取締役 勝俣收 山梨県富士吉田市中吉田二丁目五番一号 外八号
変更後	株式会社富士急百貨店 代表取締役 勝俣收 山梨県富士吉田市中吉田二丁目五番一号 外十号

3 変更の年月日 令和二年一月十日外
 三 届出年月日 令和二年五月十一日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地
変更後	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地

3 変更の年月日 令和元年六月六日
 三 届出年月日 令和二年五月十二日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東（北エリア） 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

変更前	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地 外二者
変更後	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地 外二者

- 3 変更の年月日 令和元年六月六日
- 三 届出年月日 令和二年五月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（同時調整 地上画素寸法十センチメートル、数値地形図データ作成 地図情報レベル千）
- 二 測量の地域 昭和町
- 三 測量の期間 令和二年五月十四日から同年七月三十一日まで

教育委員会

● 令和三年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
令和三年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和二年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 齊 木 邦 彦

1 募集定員
各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格
保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分		要件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3の規定による視覚障害者で、令和3年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和3年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、令和3年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科	(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	

学校名	募集区分		要件
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和2年12月28日（月）までに受けておくこと。

イ 出願期間

令和3年1月15日（金）（一括受付）、1月18日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月19日（火）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和2年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和2年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が令和2年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和3年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

② 入学検査

ア 期日

令和3年1月28日(木)

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者

イ 期日

令和3年2月2日(火)

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和3年2月8日(月)から2月10日(水)、12日(金)の午前9時から午後4時まで及び2月15日(月)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

a 入学願書

b 調査書(幼稚部は除く)

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和3年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、令和3年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を令和3年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者があけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を令和3年3月卒業見込みの者を除く。)

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	令和3年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	令和3年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	令和3年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	令和3年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が令和2年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出席時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和3年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
ふじざくら支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援部が令和2年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出席時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和2年12月28日(月)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を令和3年3月卒業見込みの者を除く。)

② 入学検査

ア 期日

令和3年3月3日(水)

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分	検査内容	
盲学校	幼稚部	・実態を把握するための検査	
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部	・実態を把握するための検査	
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接

学校名	募集区分		検査内容
甲府支援学校	高等部	本科普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）以外の学校及び募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）における入学者選抜の入学検査志願者のうち、インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者

イ 期日

令和3年3月8日（月）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和3年2月5日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

令和3年3月12日（金）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

- ② 出願の制限 (高等部)
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
- ③ 出願期間
令和3年3月15日(月)の午前9時から午後4時まで及び3月16日(火)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
志願先特別支援学校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和3年3月17日(水)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和3年3月19日(金)
- ⑦ 出願上の留意事項
志願者は、令和2年12月28日(月)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を令和3年3月卒業見込みの者を除く。)

(2) 桃花台学園

- ① 出願資格
ア 「2 出願資格」による。
イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者
- ② 出願の制限
ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。
イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和2年12月28日(月)までに受けておくこと。
- ③ 出願期間
令和3年3月15日(月)の午前9時から午後4時まで及び3月16日(火)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
桃花台学園校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和3年3月17日(水)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和3年3月19日(金)

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和3年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和3年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和3年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。